



鶴 産 第 5 1 号
令和 4 年 5 月 3 1 日

鶴ヶ島市農政推進審議会
会長 長峰 秀和 様

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の改定について（諮問）

鶴ヶ島市農政推進審議会条例（昭和53年12月15日条例第21号）第2条第1号の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の改定について

2 諮問理由

本市の農業振興地域整備計画については、前回全体見直しが行われた平成19年3月以降、新設道路の開通や市道の拡幅等により、農振農用地の一部が、現況地目が公衆用道路となるなど、現行の農業振興地域整備計画の農用地利用計画と整合性がとれていない状況にあるとともに、令和2年3月に策定した「鶴ヶ島市都市農業振興計画」の内容が、整備計画のマスタープランに反映されていないなど、現計画に矛盾が生じている。

また、都市計画道路の延伸や中央分離帯が設置された国道407号バイパスの暫定開通により、「農業振興地域の整備に関する法律」に規定する農用地区域の基準（集团的農地）に満たない地域が新たに生じるなど、農業の効率的な土地利用が困難となっている地域が存在することとなった。

このことから、現行計画の取組を継承しながらも、本市農業の現状や今後の発展を見据えた農業振興地域整備計画の改定について、貴審議会へ諮問するものです。